

## よくあるご質問

| 項番 | 分類              | 質問内容                                                                                    | 回答                                                                                                                            |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 提出書類に関すること      | ①被相続人の住民票の除票、②相続人の住民票に期限はありますか？                                                         | ①、②ともに期限はありませんが、②は取り壊し日以降に取得してください。                                                                                           |
| 2  | 提出書類に関すること      | 相続人が複数いる場合、①被相続人の住民票の除票、②相続人の住民票、④家屋の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書はそれぞれ原本が必要ですか？                   | 同時申請時に限り、一部のみ原本を提出していただければ他相続人の分はコピーで大丈夫です。                                                                                   |
| 3  | 提出書類に関すること      | ④家屋の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書（土地の登記簿）はどこで取得できますか？                                              | 法務局で取得できます。オンラインでも取得可能ですので、詳しくは法務局にお問い合わせください。                                                                                |
| 4  | 提出書類に関すること      | ④家屋の閉鎖事項証明書や敷地の登記事項証明書の相続登記をしていませんが、確認書の発行はできますか？                                       | 相続人の数を確認する必要があるため、相続登記をしていない場合は遺産分割協議書のコピーの提出が必要です。                                                                           |
| 5  | 提出書類に関すること      | ④と⑤にそれぞれ家屋の閉鎖事項証明書の記載がありますが、二部必要ということですか？                                               | 一部で大丈夫です。                                                                                                                     |
| 6  | 提出書類に関すること      | ④、⑤ 家屋が未登記だったため家屋の閉鎖事項証明書が提出できません。代替書類はありますか？                                           | 解体工事の請負契約書のコピーと工事費用の請求書や領収書、家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書（宇都宮市税制課・郵送請求可）を提出してください。                                                       |
| 7  | 提出書類に関すること      | ⑥(ⅰ) 電気、水道、ガス全ての領収書が必要ですか？                                                              | 電気、水道、ガスいずれかの1、2か月分で大丈夫です。                                                                                                    |
| 8  | 提出書類に関すること      | ⑥(ⅰ) 公共料金の領収書がありません。代替書類はありますか？                                                         | 公共料金を引き落としたことが分かる通帳のコピーで代用可能です。<br>通帳が手元にない場合、水道局で領収証の代わりとなる「納付証明書」が取得できます。被相続人の死亡日～家屋の取壊し日までの期間に該当する1、2か月分程度を取得してください。       |
| 9  | 提出書類に関すること      | ⑥(ⅰ) 被相続人が死亡してからは、公共料金の支払いの名義を相続人に変更しているが大丈夫ですか？                                        | 問題ありません。                                                                                                                      |
| 10 | 提出書類に関すること      | ⑥(ⅱ) 宅建業者が「現況空き家」かつ「取り壊し予定あり」と表示した広告がありません。代替書類はありますか？                                  | レインズ（不動産会社専用のデータベース）の登録証明書でも可能ですので、不動産業者へご相談ください。                                                                             |
| 11 | 提出書類に関すること      | 様式1-2⑦ 更地の写真がなく、既に新しい家が建ってしまっていて提出できません。どうしたらよいでしょうか？                                   | その場合は提出不要です。                                                                                                                  |
| 12 | 提出書類に関すること      | 様式1-2⑧(ⅰ)/様式1-3⑦(ⅰ) 介護保険証は返却してしまい手元になく、コピーも取っていません。介護計画表やケアプランも処分してしまいました。どうしたらよいでしょうか？ | 入所していた老人ホームに事情を説明すると介護度合いが分かる書類を再発行してくれるところもあるようです。一度確認してみてください。                                                              |
| 13 | 提出書類に関すること      | ・様式1-2⑧(ⅰ)/様式1-3⑦(ⅱ) 複数の老人ホームに入所していました。いつの段階の契約書を提出すればいいですか？                            | 複数の老人ホームに入所していた場合、全ての契約書のコピーの提出をお願いします。                                                                                       |
| 14 | 提出書類に関すること      | 様式1-2⑧(ⅲ)/様式1-3⑦(ⅲ) アとイがない場合、ウのその他の書類は何かありますか？                                          | 家屋に配達された被相続人宛の郵便物や、造園業者などに依頼した除草・剪定作業の領収書などが考えられます。                                                                           |
| 15 | 提出書類に関すること      | 様式1-3⑧ 売買契約において、譲渡後に本特例の適用を受けるため買主が家屋を解体することについて、特約等で定めていません。確認書の発行はできますか？              | 特約等を締結していない場合も確認書の発行は可能です。<br>※買主の協力を得られなかったことにより本特例を適用できない等のトラブルを防止する観点から、本特例に関する特約等を確認事項としています。                             |
| 16 | 適用の可否に関すること     | 被相続人が亡くなる前に老人ホームに転居しました。家に戻る予定がないため解体してしまいました。確認書を発行してもらえますか？                           | 相続後に取り壊しをすることが要件のため、対象外です。                                                                                                    |
| 17 | 適用の可否に関すること     | 老人ホーム等の施設ではなく、介護のため子の家に移り、そこで亡くなった場合でも確認書を発行してもらえますか？                                   | 親族の家や一般の賃貸住宅に転居し亡くなった場合は対象外です。                                                                                                |
| 18 | 申請書の記入の仕方に関すること | 【譲渡日】売買契約書の残預金の支払日（＝譲渡日）が予定より早く/遅くなってしまいました。問題ありませんか？                                   | 早まった場合：取り壊し日より後の日付であれば問題ありません。取り壊し日より前の日付であれば様式1-3を使用してください。<br>遅くなった場合：問題ありません。振込日が分かる領収証や通帳のコピーがあれば確認させてください。（提出は必須ではありません） |
| 19 | その他             | 相続人は兄弟3人です。家屋の閉鎖事項証明書、敷地の登記事項証明書は相続人の代表が単独で登記していますが、売却益を3人で分割する予定です。残りの2人も申請する必要がありますか？ | 申請のあった方のみ控除を受けられるため、売却した利益を3人で分配する（換価分割）場合、3人それぞれの申請が必要です。                                                                    |

※その他、ご不明点がありましたら生活安心課（028-632-2266）までお問い合わせください。

※確認書発行後の手続きについては税務署の所管となるため税務署にお問い合わせください。